

# 令和8年度山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業 業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度山口県PR本部長ちよるるを活用した情報発信事業業務委託

## 2 目的

県内外に幅広い人気と知名度をもつ「ちよるる」を活用し、山口県の観光地や特産品の魅力等を発信し、本県の認知度の向上及び誘客拡大を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 全体事項

- ・ちよるるを活用し、山口県の観光及び物産の認知度・魅力度の向上を図るために魅力的なプロモーション活動を企画すること。
- ・やまぐちDMOの「ビックデータ等分析結果の概要」に基づき、以下をターゲットとして情報発信を行うこと。

居住地域	20代	30代	40代	50代	60代	ターゲットに求めること
東京都・神奈川県	友人・一人	一人	親子・一人	夫婦・一人	—	観光客数の増加
大阪府・兵庫県	夫婦	—	夫婦	—	夫婦	
広島県・福岡県	—	親子	親子	夫婦		宿泊率の向上
山口県						消費単価の向上

### (2) ちよるるを活用したプロモーション活動の実施

- ア) 県内外の観光及び物産イベントにおける着ぐるみを活用したPR活動
- ・ステージイベント等において、ちよるるが実施するパフォーマンスを企画し、当該イベント等に係る運営全般（準備・実施）を行うこと。
  - ・活動にあたっては、その都度、本県と協議のうえ人員体制を決定することとし、アクターやアテンドによる質の高いパフォーマンスを確保する等、ちよるるのイメージを損なわないよう適切に対応すること。
  - ・以下の活動回数を想定した経費を計上すること。
- なお、アクター1名、アテンド1名の人員体制を想定し、計上すること。

東京都	1泊2日×3回	福岡県	1泊2日×1回
東京都	2泊3日×1回	広島県	1泊2日×1回
東京都	3泊4日×1回	山口県	日帰り×10回
大阪府	1泊2日×2回		

- ・上記活動回数が増減した場合を想定し、他の取組との経費配分等の調整方法を提案すること。

#### イ) ちよるる公式 SNS の運用・保守

##### ① 運営・コンテンツ制作

- ・ちよるる公式 SNS (X、Instagram、Facebook) の活用により観光や物産に資する内容等の情報発信を実施すること。
- ・投稿回数については、本県と協議の上、月ごとのスケジュールを作成し、週 2 回以上投稿すること。
- ・SNS の特性やユーザー層を踏まえたコンテンツの選定及び制作を行うこと。
- ・本事業の目的を達成するために効果的と考えられる取組(キャンペーン、クイズ等)を企画・実施すること。

##### ② 取材・撮影

- ・情報発信に係るコンテンツ制作にあたっては、受託者において取材及び撮影を行い、撮影や編集に係る一切の費用(交通費、飲食費、撮影許可に要する費用等)は全て委託料に含むものとする。
- ・取材及び撮影の許可、紹介する内容については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。

#### ウ) ちよるるオフィシャルサイトの運用・保守

- ・活動報告などの情報を迅速かつ丁寧に更新し、SEO 対策などを通じてサイトのアクセス数向上に努めること。
- ・サイトの安定運用を確保するため、定期的なメンテナンス及び保守を実施すること。
- ・障害が発生した場合は、速やかに対応し、報告すること。

#### エ) 広報ツールの企画・制作

- ・ちよるるのノベルティグッズを複数企画・制作し、本県に納品すること。
- ・制作した広報ツールは、ちよるるが出演するイベント等において配布・活用すること。

#### オ) 着ぐるみや衣装のクリーニング・修繕

- ・本県と協議の上、着ぐるみや衣装を、適宜クリーニング・修繕すること。
- ・クリーニング・修繕費用として、見積書に 800 千円(税抜)を基準とした額を含めること。

#### カ) その他

- ・社会情勢の変化や自然災害などの不測の事態が発生した場合においても、確実なプロモーション活動が実施でき、事業全体として十分な PR 効果

が得られるよう企画・提案すること。

- ・ 不測の事態が発生した場合は、すべての取り組みにおいて、その状況に応じて、各取組の実施回数・経費配分等を臨機応変に変更・調整し、事業全体の効果を損なうことがないようにすること。

### (3) 効果測定

- ・ 効果的な事業展開となるよう、事業全体の KPI を設定すること。
- ・ KPI には、サイトのアクセス数や各 SNS のフォロワー数等を含むこととし、その他誘客効果測定に有効と思われる指標や、効果測定方法を提案すること。
- ・ 設定した指標は、適宜、報告すること。

### (4) 成果物等の提出

- ・ 上記(1)～(3)に係る成果報告書（原則として A 4 版縦 2 部）を提出すること。
- ・ 上記(2)の取組については、画像データ等履行状況が確認できるものを提出すること。

## 5 留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、企画段階から本県と綿密な協議を行うとともに、事業実施期間中は進捗状況を逐次報告すること。
- ・ 本業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本県と協議の上、その一部を再委託又は請け負わせることができる。
- ・ 事業により作成した成果物等の著作権は、本県に帰属するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項は、本県及び受託者の協議により、決定するものとする。